破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８号
北海道野付郡別海町別海緑町38番地の６
破産者　北本　浩明
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５５号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
破産者　大西　政義
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第５６号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
破産者　大西ヒロ子
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１１５３号
埼玉県川口市柳崎２丁目８番31号
破産者　樋口　裕之
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９８号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―906号
破産者　末武マリ子
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第３０４号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目512番地３
破産者　川島商事株式会社
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
群馬県沼田市横塚町1146番地
破産者　トネ工業株式会社
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第１３１９号
熊本県熊本市貢町2310番地144
破産者　藤川　敏行
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０５号
埼玉県久喜市葛梅２丁目６番地４、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市葛梅450番地69
破産者　川嶋　　明
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
さいたま市北区日進町２丁目1298―５　日進スズキマンション105、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区日進町１丁目430番地10
破産者　川嶋　　忠
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
さいたま市中央区下落合３丁目３番11―204号
破産者　吉田　恵子（旧姓箭内）
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
さいたま市岩槻区大字小溝176番地５、破産手続開始決定時の住所さいたま市岩槻区仲町１丁目４番８号
破産者　吉原　幸江
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９０号
埼玉県川口市大字赤井1251番地の２
破産者　飯田　雄三
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６４号
埼玉県川口市金山町13番７―301号　ライオンズマンション川口南　中川方、旧住所埼玉県所沢市林３丁目509番地
破産者　井上　堅二
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀25棟404号、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町喜婦嶽812番地　グリーンベル長久手南202号
破産者　三宅　聡実
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２８４５号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中釜池22番地の２
破産者　杉峯　清明
１　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
２　一般調査期日　平成23年６月21日午前９時55分
平成23年３月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０６号
埼玉県春日部市赤沼858番地10
破産者　赤沼　純一
１　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
２　一般調査期日　平成23年５月20日午後２時
平成23年３月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８７９号
札幌市南区藤野４条６丁目10番６号
破産者　成田　　稔
１　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
２　一般調査期日　平成23年６月28日午後２時
平成23年３月31日
札幌地方裁判所民事第４部